

随意契約（相手方指定）調書

件名	消耗品購入契約（携帯トイレ）	5200759
工（納）期	令和6年3月29日	
契約締結日	令和6年2月7日	
契約金額	19,800,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社廣瀬商会 (法人番号：1010001054927)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	消耗品購入契約（携帯トイレ）
指名業者 （案）	<p>名称 株式会社廣瀬商会                  所在地 東京都中央区八重洲一丁目4番18号 八重洲ヒロセビル                  代表者 代表取締役 廣瀬 慶太郎</p>
特命理由	<p>本件は、令和6年能登半島地震の被災地でトイレ不足による衛生環境の悪化等が課題となっていることを踏まえ、予測のできない災害への備えとして、下水道が3日間使用できない際に必要となる携帯トイレ（約80万回分）について、令和5～6年度にかけての備蓄整備を計画したことに伴い、急遽、令和5年度内に先行購入を行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、契約相手方を指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、                  本件の購入想定品の検討にあたり、主管課において、備蓄効率の観点から「品質保持期間が10年以上」、かつ災害時の衛生確保の観点から「一定の消臭・殺菌効果の保持期間が3か月以上」の2要件を満たす製品について調査したところ、市場における該当製品は3製品であった。</p> <p>いずれも、1箱梱包数は100回分であるが、うち1製品については1箱あたりの大きさが他2製品に比べ大きいため備蓄スペースを逼迫する恐れがあることから、当該製品を除く2製品を購入想定品としたものである。</p> <p>本件購入は、予測できない災害に備え令和5年度中に先行整備を進めるためのものであり、可及的速やかに事業者を決定する必要がある。</p> <p>このことを踏まえ、令和5年度に発注した、営業種目「警察・消防・防災用品」における備蓄物資の入札で応札のあった業者へ聞き取りを行ったところ、3月末までに前述の想定品2製品いずれかを納入可能な業者は、計2社であった。</p> <p>うち1社である上記業者は、3,000箱（30万回分）の納入が可能とのことであり、これは区がすでに備蓄している携帯トイレの数（35万個）と合わせると、計画数量（約80万回分）の約8割に相当する量であるため、先行整備として必要十分な規模である。</p> <p>現状の区の備蓄スペースでは、3,000箱（30万回分）以上の量の備蓄は困難であることから、現状の余剰スペース分に収容できる最大限の量を納入可能である、上記業者を契約相手方に指定することは妥当である。</p> <p>以上のことから、早急な契約締結、及び限られた期間内での確実な履行を担保するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）を適用し、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第5号                  （緊急の必要により競争入札に付することができないとき）</p>